

# 第 I 編 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の解説

## 1. 制度の概要

ここでは、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の背景及び概要を示します。

### (1) 背景

平成 9 年に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）での京都議定書の採択を受け、我が国における地球温暖化対策の第一歩として、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みとして、温対法が平成 10 年に制定・公布されました。

京都議定書が発効した平成 17 年には温対法が改正され、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告された情報を集計・公表する「温室効果ガスの算定・報告・公表制度」が導入されました。これは、温室効果ガスの排出者自らが排出量を算定することにより、自らの排出実態を認識し、自主的取組のための基盤を確立するとともに、排出量の情報を可視化することにより、国民・事業者全般の自主的取組を促進し、その気運を高めることを目指したものです。

### (2) 制度の概要

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度は、前述のとおり平成 17 年に改正された温対法に基づき平成 18 年 4 月から施行された制度です。

この制度の概要は、以下のとおりです。

- ① 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者（特定排出者。国又は地方公共団体を含む）は、毎年度、事業所等ごとに、温室効果ガスの排出量等の報告事項を事業所管大臣に報告しなければならない。
- ② 事業所管大臣は、報告事項を環境大臣及び経済産業大臣に通知するとともに、報告された排出量を集計し、その結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知する。その際、特定排出者の権利利益を適切に保護する。
- ③ 環境大臣及び経済産業大臣は、事業所管大臣から通知された報告事項を電子ファイルに記録するとともに、事業所管大臣から通知された排出量の集計結果を集計し、公表する。また、何人も、ファイルに記録された事項の開示を請求することができる。
- ④ 特定排出者は、公表され、又は開示される情報に対する理解の増進に資するため、排出量の報告に添えて、報告した排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。この情報は、環境大臣及び経済産業大臣が電子ファイルに記録し、公表する。
- ⑤ エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネルギー法」といいます。）に基づく定期報告における二酸化炭素の排出量の報告は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素排出量についての温対法に基づく報告とみなす。

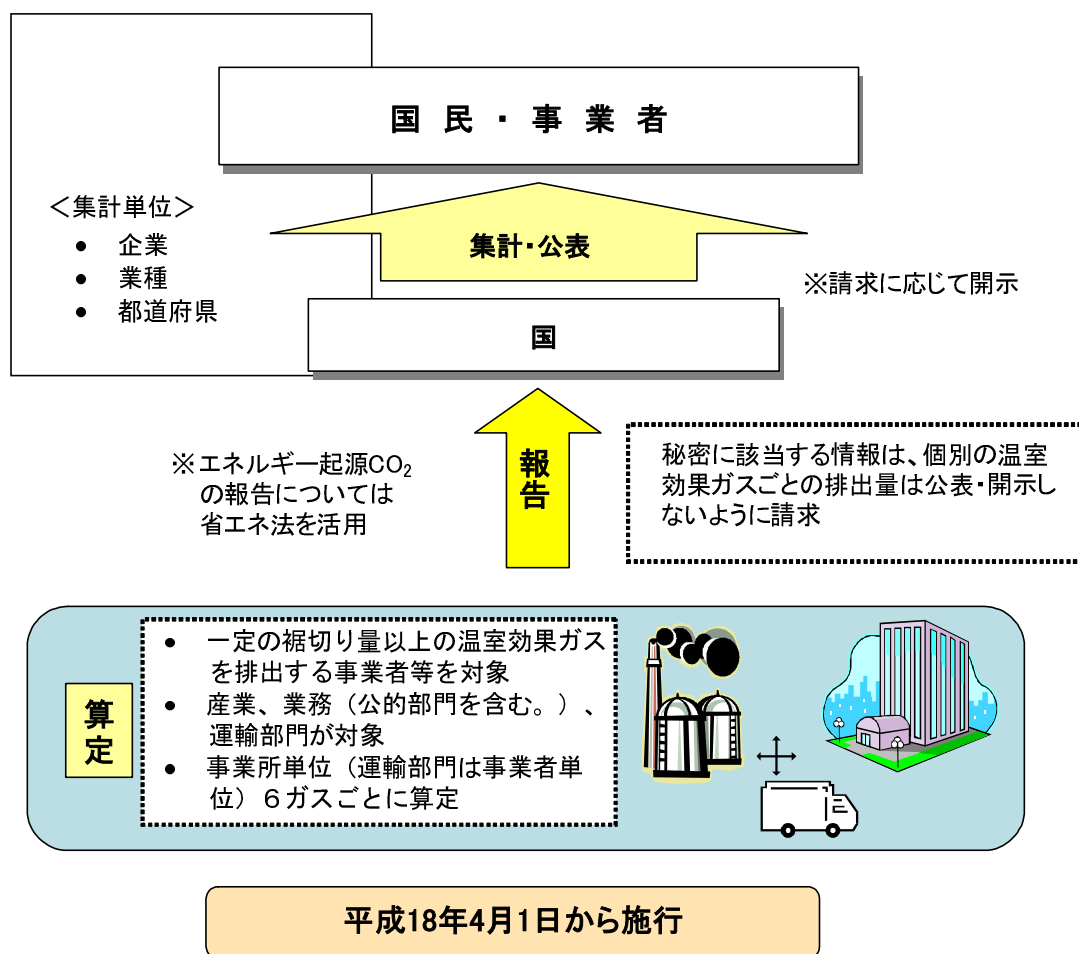


図 I - 1 - 1 算定・報告・公表制度の概要

### (3) 権利利益の保護、排出量の公表等

特定排出者は、報告した温室効果ガスの排出量の情報が公にされることにより、自らの権利利益が害されるおそれがあると考えるときは、権利利益を保護するよう、報告の際に請求することができます。事業所管大臣は、権利利益の侵害についての審査を行い、請求を認めた場合には、これが逆算されない形で環境大臣及び経済産業大臣に通知します。

また、特定排出者は、希望する場合に、報告した排出量の増減の状況に関する情報その他の情報（関連情報）として、排出原単位、他者の排出量の削減に寄与する取組も含めた取組の実施状況、排出量の増減の原因等に関する特定排出者自身のコメント等の情報についても提供することができます。

環境大臣及び事業所管大臣においては、事業所管大臣において行った排出量の集計の結果を、①事業者別、②業種別、③都道府県別に集計し、その結果を関連情報と併せて公表します。また、国民からの請求に応じ、電子ファイルに記録された排出量等の情報を開示します。

### (4) 他の制度との関係

報告の対象となる温室効果ガスは、後述のとおり二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素）、メタン、一酸化二窒素及びいわゆる代替フロン等 3 ガスですが、このうちエネルギー起源二酸化炭素については、省エネルギー法に基づきエネルギーの使

用量等の定期報告を行う者がその排出量の報告を行うこととされています。このため、報告の負担に配慮して、省エネルギー法に基づく定期報告書を使用してエネルギー起源二酸化炭素の排出量を報告した場合には、温対法に基づく報告とみなされます。

また、排出量の報告については、民間事業者のみならず、国又は地方公共団体も要件を充たした場合には特定排出者として報告の義務があります。国又は地方公共団体については、算定・報告・公表制度とは別に、事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減のため、温対法第 20 条の 2 及び第 21 条に基づき政府実行計画及び地方公共団体実行計画を策定します。公的部門の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量を把握するための実行計画の制度に比べ、官民の多量排出者からの排出量の報告・公表を求める算定・報告・公表制度においては、排出量の算定範囲が広く、算定方法・排出係数についてもより排出実態に即したきめ細かなものとなっているといった相違があります。

さらに、算定・報告・公表制度に基づく報告のほか、排出量が相当程度多い事業者にあつては、対策を推進するため、温対法第 22 条に基づき、単独に又は共同して、排出抑制等のための措置に関する定量的な目標を含む計画を策定することが期待されます。

### (5) 雑則

温対法により排出量の報告を義務づけられた事業者が、報告を行わなかった場合あるいは虚偽の報告を行った場合は、温対法により 20 万円以下の過料が科せられます。